

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 事情変更の原則

企業間のアライアンスは、提携企業の成果の分合いや戦略的な分野における継続的な収益寄与等が重要な基礎となります。アライアンスには、例えば、原材料・資材の共同調達や、生産委託・供給等の継続的な取引が重要な提携の基礎となる場合もあります。こうしたアライアンス取引は、一般的には、短期の取引ではなく、長期の取引となるため、契約の履行期間において、当初のアライアンス合意の基礎となる事情に変化が生ずることもあります。今回は、生産委託・供給に係る長期のアライアンス契約において、事後、重大な外部事情の変更が生じた場合に、中国の法律がどのような規範を定めているのかを概観したいと思います。

Q: 当社(A 社)は、化成原料取引について、中国企業(B 社)と原料調達に関する提携契約を締結しています。さまざまな商品取引があるのですが、今回問題となっているのは、B 社が原油原料を購入して一次加工をした化成原料を当社に販売する取引です。この取引については、A 社の安定供給先の確保、当社の購入元の確保を目的として、次のような内容で長期の売買契約を締結しています。

- ① 当社の年間の最低購入量を約定し、これを達成しない場合には、当社が B 社に対して補償を行う。
- ② 取引価格は、(原油原料の公表指標価格＋調達原価＋加工原価)×1.08＋輸出税額不還付額で FOB 単価を定め、調達原価及び加工原価は 3 年ごとに双方が確認して見直す。
- ③ 契約期間は 10 年とする。
- ④ 準拠法は中国法とし、仲裁機関は中国国際経済貿易仲裁委員会とする。

契約締結後 2 年ほどの期間は、特に問題なく取引が継続してきたのですが、近時、中国市場において当該化成原料の価格が急騰し、今しばらくこの傾向は継続しそうです。この状況において、B 社からは、「他の中国企業に販売した場合との利益差額が拡大し、その状況は、既に契約の公平や信義誠実の原則に反しており、上記の契約の価格約定は違法である。B 社としては、価格約定の取り消し、変更を求めて仲裁を申し立てる準備をしている。」として実際には取引価格の改定を要求されています。そもそも原料調達に関する提携は、双方とも市場価格の変動等の影響を受けずに継続的に大量の取引を確保することを目的として長期の契約を締結しており、また、上記の価格フォーミュラにより B 社の取引利益は長期的に確保されています。B 社の主張には理由がないと考えるのですが、このような理解でよいのでしょうか？

A: 中国においても、いわゆる事情変更の原則の適用条件が定められており、実際の訴訟においてこれを引用、適用する例も見られます。しかし、最高人民法院は、これを適用する場合には、上級法院による審査承認を要求する等、その適用について相当程度の慎重さ、厳格さをもって対応することを指導しています。この点において、中国では、事情変更の原則は、容易に適用されるものではないと一般的には言えると思います。

本ケースでは、① 現在までの価格上昇(変動)が当事者の予見を超えたものであるか、② 当該価格上昇(変動)はビジネスリスクに属さないか、③ 売買契約に定める現在の価格算定フォーミュラの継続が一方の当事者に対して明らかに不公平となるか、④取引の対象となる品目が指標価格が公表される広範囲での市場取引が予定される物品であるとする容易に事情変更の原則を適用すべきではない品目に該当するのではないか、等が実際の争点となることが予想されます。具体的な事情にもよりますが、仮に、仲裁の申立てがなされた場合においても中国における、

事情変更の原則の適用の慎重さや厳格さに鑑みると、A 社は、十分にこの争点を争いうるのではないかと思います。ただし、アライアンス取引が重要な戦略的分野において継続的な寄与をすること等を中核的な要素とする契約関係である以上、A 社としては、まずは、提携関係の目的を踏まえ、根気強く B 社と協議を継続することが望まれます。

1 契約当事者による契約の解除、変更

「契約法」第 8 条第 1 項は、契約が成立した後は、いずれの当事者も無断でこれを変更し、又は解除することができない旨を規定し、これを受け、第 77 条第 1 項及び第 93 条第 1 項は契約の変更及び解除は合意によりこれを行うことができることを定めています。上記は、契約が当事者の意思に基づき自由に私法関係を規律することができるという契約自由の原則（「契約法」第 4 条）等の契約の一般法理に基づく当然の帰結を定めるものです。

他方で、上記の法理も絶対のものではなく、当事者の真正意思や、他の法理、例えば、公平の原則（「契約法」第 5 条）等により修正されることがありえます。例えば、「契約法」第 54 条は、①重大な誤解により契約が締結された場合や②契約締結時に明らかに公平を失う場合に、当事者の一方が人民法院又は仲裁機関に契約の変更又は取消しを請求できると規定しています。

本ケースでは、B 社は、「他の中国企業に販売した場合との利益差額が拡大し、その状況は、既に契約の公平や信義誠実の原則に反しており、上記の契約の価格約定は違法である。」として、契約の価格約定等の修正を求めています。契約締結当時の錯誤や、A 社の詐欺行為等を理由に取消し等を求めるものではありませんので、基本的には、契約締結後の事情変更の原則（中国では一般に「情勢変更原則」等として議論されています。）による当事者の一方からの契約の解除又は変更に係る請求の可否及びその法的実行性が主として検討課題となると考えます。以下では、上記の事情変更の原則について中国の法制を検討します。

2 中国法下の事情変更の原則

いわゆる事情変更の原則（一般的には、契約締結当時の社会的事情が変更すれば契約はその拘束力を失うという原理）は、「契約法」中には、直接的かつ明確に規定されていないものの、一般的には、信義誠実の原則（「契約法」第 6 条）や「公平の原則」（「契約法」第 5 条）を通じて、個々の契約関係に現われます。中国においても、事情変更の原則の適用を完全に排除するような極端な議論は見られず、その適用の可能性はあると考えることができます。

なお、「契約法」に関する司法解釈である「最高人民法院の『中華人民共和国契約法』の適用に係る若干の問題に関する解釈（二）」（法釈〔2009〕5 号。以下「解釈（二）」といいます。）第 26 条は、次のように規定して、上記の事情変更の原則の適用を認めています。

「第 26 条 契約成立以後に客観的な状況に当事者が契約を締結した時に予見するすべがなく、不可抗力ではなくもたらされたビジネスリスクに属さない重大な変化が生じ、契約を継続して履行することが一方の当事者に対して明らかに不公平となり、又は契約の目的を実現することができなくなる場合において、当事者が人民法院に契約の変更又は解除を請求するときは、人民法院は、公平の原則に基づき、かつ、事件の実際の状況を勘案して変更又は解除の可否を確定するものとする。」

上記の条項については、講学的には、各種の議論があると思いますが、事情変更の原則の適用状況や顧慮要素を定める解釈規範として、おおむね適正な内容を示していると言えると思います。

3 事情変更の原則の適用状況

解釈（二）第 26 条の事情変更の原則に関する規定は、いわゆる 2008 年に生じた世界金融危機（いわゆるリーマンショック）に対応すべく、統一的な司法標準、金融業サービスの健全で安定的な運営の保障及びサービス提供並びに経済の安定的で迅速な発展の保持の面において十分に作用を発揮することを目的として設けられた条項です（『最高人民法院の『中華人民共和国契約法』

の若干の問題に係る解釈(二)の正確な適用に係るサービスの共産党及び国家の業務大局に関する通知」(法[2009]165号)を参照)。事情変更の原則は、司法等の国家権力を通じて契約自由の原則を修正する原理であり、抑制的に適用されるべき契約原理です。このことから上記の通知も、「上記の解釈条文については、各レベルの人民法院は、これを正確に理解し、慎重に適用しなければならない。事件の特別な状況に応じ、個別の事件においてこれを適用する場合には、高級人民法院が審査承認をしなければならない。必要な場合には、最高人民法院に報告してその審査承認を得なければならない。」として、その慎重な適用、運用を求めています。

更に、最高人民法院は、(おそらく実務上、解釈(二)第26条の引用、適用例が増加したことから)「最高人民法院の現在の形勢下での民事・商事契約紛争事件に係る若干の問題に関する指導意見」(法発[2009]40号)を發布し、解釈(二)第26条について、次のように、下級人民法院に対する司法指導を發布しています。

「一、事情変更の原則を慎重に適用し、双方の利益関係を合理的に調整する。

- 1、現在の市場主体間の製品取引、資金の回転について、原料価格の著しい変動、市場の需給関係の変化、運転資金の不足等の多くの要素の影響により、大量の紛争が生じており、一部の当事者が訴訟において事情変更の原則を適用し、契約の変更又は解除の請求を提出していることについて、人民法院は、公平の原則及び事情変更の原則により、厳格に審査するものとする。
- 2、人民法院は、事情変更の原則を適用する場合には、世界的金融危機及び国内のマクロ経済の形勢の変化が全ての市場主体が対応不能な突発的な変化の過程ではなく、次第に変化していく過程であることに十分に注意しなければならない。変化の過程において、市場主体は、市場リスクについて一定の予見及び判断を持たなければならない。人民法院は、法により事情変更の原則の適用条件を把握し、当事者が提出した「予見不能」との主張を厳格に審査し、石油、コークス、非鉄金属等の市場の属性が活発で、長期的に価格の変動が比較的大きな大量商品目的物及び株式、先物取引等のリスク投資型の金融商品目的物に係わる契約については、更に事情変更の原則を慎重に適用しなければならない。
- 3、人民法院は、事情変更とビジネスリスクとを合理的に区別しなければならない。ビジネスリスクは、ビジネス活動に従事することに係る固有のリスクであり、例えば、異常とまではいかない変動程度の需給関係の変化、価格の上昇・下降等である。事情変更とは、当事者が契約を締結した時に予見することができない市場システム固有ではないリスクである。人民法院は、特定の種類の重大な客観的な変化が事情変更にあたるか否かを判断する場合には、リスク類型が社会の一般観念上の事前の予見不能にあたるか否か、リスクの程度が正常人の合理的な予測を大きく上回っているか否か、リスクを防止し、及びコントロールすることができるか否か、取引の性質が通常の「ハイリスクハイリターン」の範囲にあたるか否か等の要素に注意して判断し、かつ、市場の具体的な状況を踏まえて、個別の案件において事情変更及びビジネスリスクを識別するものとする。
- 4、調整について価格の選択を把握するうえで、人民法院は、依然として契約遵守者に重きをおく原則を遵守するものとする。事情変更の原則の適用は、安易に債務者の義務を免除して債権者に不利な結果を負担させるものではなく、利益均衡に十分に注意して双方の利益関係を公平に、合理的に調整するものである。訴訟過程において、人民法院は、当事者の再度の協議、契約の修正締結を積極的に指導し、再度の協議が整わない場合には、調停により解決するよう努めなければならない。事情変更の原則が濫用され市場の正常な取引秩序に影響することを防ぐため、人民法院は、事情変更の原則の適用を決定し、判決を行う場合には、最高人民法院の「『中華人民共和国契約法』の若干の問題に係る解釈(二)の正確な適用に係るサービスの共産党及び国家の業務大局に関する通知」(法[2009]165号)の要求に従い、事情変更の適用にかかる審査手続を厳格に履行するものとする。」

4 本ケースおける考察

以上のように、中国では、解釈(二)第26条において、いわゆる事情変更の原則の適用条件を定め、実際の訴訟においてこれを引用、適用する例も見られます。しかし、最高人民法院は、これを適用する場合には、上級法院による審査承認を要求する等、その適用について相当程度の慎重さ、厳格さをもって対応することを指導しています。この点において、中国では、事情変更の原則

は、容易に適用されうるものではないと一般的には言えると思います。

解釈(二)第 26 条が定める要件を区分すると、契約成立以後に次のような事由が生じたことが要件として規定されています。

- ① 当事者が契約を締結した時に予見するすべがなく、不可抗力ではなくもたらされたビジネスリスクに属さない重大な変化であること、
- ② 契約を継続して履行することが一方の当事者に対して明らかに不公平となり、又は契約の目的を実現することができなくなる客観的な状況があること、

本ケースに照らして各要件に当てはめを行うと、次のような点が争点となると思われます。

- ① 現在までの価格上昇(変動)が当事者の予見を超えたものであるか(予見することができない程度に異常な変動なのか)? 過去の価格変動に照らした場合に、予見の範囲を超えていると言えるのか?
- ② 当該価格上昇(変動)はビジネスリスクに属さないか?
- ③ 売買契約に定める現在の価格算定フォーミュラーの継続が一方の当事者に対して明らかに不公平となるか?
- ④ 最高人民法院は、「石油、コークス、非鉄金属等の市場の属性が活発で、長期的に価格の変動が比較的大きな大量商品目的物」に係わる契約については、事情変更の原則を慎重に適用しなければならない旨を指導しており、そもそも、本ケースでの原油関連製品は、容易に事情変更の原則を適用すべきではないのではないか?

実際の仲裁や裁判になった場合にどのような主張及び立証が可能かというレベルの事実や証明資料等にもよりますが、B 社が上記の事情変更の原則の適用を主張し、変更又は解除の主張・立証が行われたとしても、中国における、事情変更の原則の適用の慎重さや厳格さに鑑みると、A 社は、十分にこの争点を争いうるのではないかと思います。

本ケースにおいて、B 社が他の中国の需要家に化成原料を販売した方が利益を得られるという気持ちは分からないではないのですが、提携取引が、①複数の企業が独立した状態で、合意された目的を追求するために結合すること、②提携企業がその成果を分け合い、かつ、その運営に対してコントロール権を有すること、③提携企業がその重要な戦略的分野において継続的な寄与をすること等を中核的な要素とする契約関係である以上、市場需給関係で生ずる価格変動にとらわれ、かつ、仲裁を通じて約定の修正を求めるという姿勢は、決して望ましいとはいえない場合もあると思います。A 社としては、まずは、提携関係の目的を踏まえ、根気強く B 社と協議を継続することが望まれます。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 封 震

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆全人代 2012 年の GDP 成長率目標 昨年の 8%から 7.5%に引き下げ

温家宝総理は、5 日に開幕した全国人民代表大会（全人代：日本の国会に相当）の政府活動報告で、2012 年の GDP 成長率目標を 2011 年の成長目標の 8%前後からやや下方修正し、7.5%とする方針を明らかにした。GDP 目標値を引き下げた理由について、「第 12 次五ヵ年計画（2011-2015 年）期間中の目標である「年平均 7%成長」に徐々に近づけ、経済の「質的な成長」に重点を置くため」と説明。また、消費者物価指数（CPI）上昇率については、昨年同様 4%前後に抑えろとの目標を挙げ、引き続き物価の安定を図るとした。政府は昨年、「物価水準の安定」をより重要と位置付け、インフレ抑制を政策目標の最優先としたが、今年は物価安定の下での「経済の安定的且つ比較的早い成長」を目指すとしている。

<2011年と2012年の主要経済指標比較>

項目	2012年		2011年	
	目標	目標	実績	
国内総生産（GDP）	7.5%	8%前後	9.2%	
消費者物価指数（CPI）	4%前後	4%前後	5.4%	
マネーサプライ（M2）	14%	16%	13.6%	
全社会固定資産投資	--	18%	23.6%	
社会消費財小売総額	--	16%	17.1%	
輸出入総額	10%前後	10%前後	22.5%	
都市部1人当たり可処分所得	--	8%以上	8.4%	
農村部1人当たり純収入	--	8%以上	11.4%	
都市化率	--	48.3%	50%超	
都市部新規雇用者数	900万人以上	900万人以上	1,221万人	
都市部登録失業率	4.6%以下	4.6%以下	4.1%	

（資料）中国中央人民政府、中国国家统计局、中国人民銀行発表データに基づき作成

◆2月の主要経済指標

国家統計局は 9 日、2 月の主要経済指標を発表した。1-2 月の累計では、固定資産投資が前年同期比+21.5%、工業生産が同+11.4%、社会消費財小売総額が同+14.7%と、高い伸び率を維持しているものの、2011 年通年の水準（前年比+23.8%、同+13.9%、同+17.1%）に比べ、増加の勢いが若干鈍化した。2 月の対外貿易は、輸出が前年同月比+18.4%の 1,144.7 億米ドル、輸入が同+39.6%の 1,459.6 億米ドル、貿易収支は 314.9 億米ドルの赤字となり、単月ベースの貿易赤字額では過去 10 年で最大規模となった。一方、2 月の消費者物価指数（CPI）は前月比 1.3 ポイント下落して+3.2%と、政府の 2012 年通年目標である 4.0%を下回り、2010 年 6 月以来の低水準となっている。特に、食品価格の上昇率は、前月比▲4.3 ポイントの+6.2%と下落幅が大きく、うち、豚肉が前月比▲9.1 ポイントの+15.9%、野菜が先月比▲16.5 ポイントの+6.5%となった。背景には、今年は 1 月にあった春節が、昨年は 2 月にあたり、比較対象となる昨年の物価水準が高かったことがあると見られている。なお、工業生産者出荷指数（PPI）は前月比 0.7 ポイント下落して前年比では横ばいとなった。

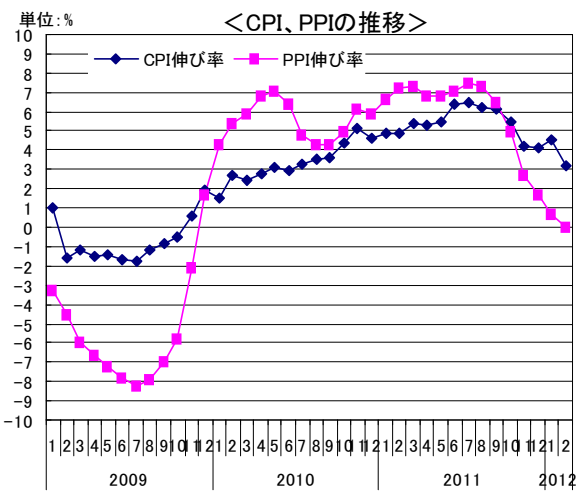
<2月の主要経済指標>

項目	金額	前年比(%)
固定資産投資（除く農村企業投資）*	（億元） 21,189	21.5
第一次産業	（億元） 304	43.9
第二次産業	（億元） 8,939	24.9
第三次産業	（億元） 11,946	18.5
工業生産（付加価値ベース）**	-	11.4
社会消費財小売総額*	（億元） 33,669	14.7
消費者物価上昇率（CPI）	-	3.2
工業生産者出荷価格（PPI）	-	0.0
工業生産者購買価格	-	1.0
輸出	（億ドル） 1,144.7	18.4
輸入	（億ドル） 1,459.6	39.6
貿易収支	（億ドル） ▲ 314.9	-

*:1~2月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象、1~2月の累計ベース。

（出所：国家統計局等の公表データ）



【産業】

◆2月自動車生産・販売 前月から大幅に回復

中国自動車工業協会の 9 日の発表によると、2 月の自動車生産台数は前年同月比+28.5%（前月比+23.8%）の 160.87 万台、販売台数は前年同月比+24.5%（前月比+12.8%）の 156.71 万台と、生産・販売ともに伸び率が 2 桁のマイナスだった 1 月から大きく回復した。但し、理由としては前年 2 月にあった春節（旧正月）の連休が今年は 1 月にずれ、2 月の工場稼働日と販売店の営業日が前年より多かったためと見られる。こうした季節要因を排除するため 1-2 月の累計で見ると、生産・販売の伸び率は前年同期比でそれぞれ▲4.9%、▲6.0%のマイナスとなっている。

【金融・為替】

◆2月人民元新規貸出 7,107 億元、前年同月比 1,730 億元増加

人民銀行の9日の発表によると、2月の人民元新規貸出額は前年同月比 1,730 億元増加の 7,107 億元、外貨新規貸出額は 84 億米ドルとなった。2月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+13.0%の 86 兆 7,200 億元、人民元の預金残高は同+12.6%の 81 兆 7,400 億元、外貨預金残高は同+38.7%の 3,169 億米ドルとなった。また、2月のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が 1,907 億元(内、貨物貿易 1,336 億元、サービス貿易・その他経常項目 571 億元)、資本項目が 120 億元(内、対外直接投資 4 億元、対内直接投資 116 億元)となった。

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2012.3.05	6.3066	6.2975~6.3076	6.3067	0.0085	7.7618	0.0468	0.81237	0.0005	8.3134	-0.0457	3.1200	2561.09	-16.51
2012.3.06	6.3189	6.3058~6.3189	6.3080	0.0013	7.7590	-0.0028	0.81256	0.0002	8.3158	0.0024	3.2900	2524.93	-36.17
2012.3.07	6.3158	6.3092~6.3174	6.3099	0.0019	7.8075	0.0485	0.81278	0.0002	8.2873	-0.0285	2.5000	2508.56	-16.37
2012.3.08	6.3146	6.3120~6.3170	6.3165	0.0066	7.7680	-0.0395	0.81332	0.0005	8.3226	0.0353	2.9400	2535.11	26.55
2012.3.09	6.3063	6.3055~6.3117	6.3107	-0.0058	7.7418	-0.0262	0.81358	0.0003	8.3515	0.0289	3.0000	2555.19	20.08

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

先週の中国人民元は週初に中国人民銀行が対米ドル基準値を前週末比 0.22%元安となる 6.3121 へ設定したことを受け大幅に下落して寄りついた。6.30 割れを示現する場面もあったが総じて上値重く、6.31 台を中心とした軟調推移が続いた後、6.31 台前半で越週している。中国の温家宝首相は 5 日に開幕した全人代における政府活動報告で、人民元相場をおおむね安定した水準に保つ一方で人民元相場の上下両方向の柔軟性を高めることを目指すと発言。先週の人民元相場は対米ドル基準値の設定を通じて値幅が拡大しており、市場では当局が人民元相場の弾力化を一段と進める方針との見方が広がっている。今週も値幅を伴う推移が続くと予想されるが、2月の消費者物価指数は 20 ヶ月ぶり低水準となっており、人民元上昇圧力は和らぎ人民元は先週比較化すると見込む。(3月12日作成) (金融市場部 カスタマーGr グローバルカレンシーリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。